

| | | | | | | | |
|--|---|-----|------|---------|--------------|------------|---------------|
| 授業科目(ナンバリング) | 旅行業法・約款 (CB105) | | | 担当教員 | 城前 奈美 | | |
| 展開方法 | 講義 | 単位数 | 2 単位 | 開講年次・時期 | 1 年・前期 | 必修・選択 | 選択 |
| 授業のねらい | | | | | | | アクティブラーニングの類型 |
| <p>国家試験である「旅行業務取扱管理者試験」の試験科目である「旅行業法」および「約款」の知識を学ぶ。旅行会社を経営・運営するうえで、「旅行業法」の法律を理解しておくことは必須である。また、「約款」については、旅行会社と旅行者との間の取り決めである旅行業約款だけでなく、宿泊業と旅行者との間の宿泊業約款、航空業と旅行者との間の航空約款等、観光関連業界の約款についても理解する。</p> | | | | | | | ①⑨ |
| ホスピタリティを構成する能力 | 学生の授業における到達目標 | | | | 評価手段・方法 | 評価比率 | |
| 専門力 | 国家試験である旅行業務取扱管理者試験「旅行業法」「約款」の問題を正答できる。 | | | | 中間試験 定期試験 | 30% 30% | |
| 情報収集、分析力 | 旅行業の法律を理解し、旅行業の発展に寄与できる。旅行でのさまざまなトラブルに関して対処できる。 | | | | 小課題 定期試験 | 30% 10% | |
| コミュニケーション力 | | | | | | | |
| 協働・課題解決力 | | | | | | | |
| 多様性理解力 | | | | | | | |
| 出 席 | | | | | 受験要件 | | |
| 合 計 | | | | | 100% | | |
| 評価基準及び評価手段・方法の補足説明 | | | | | | | |
| <p>各回の講義の最後に、小課題を出題し、その講義の理解を確認する（30%）。この小課題の答え合わせ（フィードバック）は翌週の講義時にする。中間試験では、旅行業法に関する国家試験レベルの理解があるかどうかを評価する（30%）。定期試験では、主に約款に関する国家試験レベルの理解があるかどうかを評価する（40%）。</p> | | | | | | | |
| 授 業 の 概 要 | | | | | | | |
| <p>「旅行業法」「約款」の条文を理解し、国家試験の過去問を解くことによって、知識と理解を深めていく。また、グループワークやディスカッションを通して、理解を深めていく。</p> <p>この授業の標準的な1コマあたりの授業外学修時間は、180分とする。</p> | | | | | | | |
| 教 科 書 ・ 参 考 書 | | | | | | | |
| <p>教科書：『旅行業法及びこれに基づく命令』JTB 総合研究所 3,300 円（税込） 『旅行業約款、運送・宿泊約款』JTB 総合研究所 3,300 円（税込）</p> <p>参考書：なし</p> <p>指定図書：『旅行業法及びこれに基づく命令』JTB 総合研究所 3,300 円（税込）</p> | | | | | | | |
| 授業外における学修及び学生に期待すること | | | | | | | |
| <p>本授業は、国家試験を受験することを想定して行うので、中間試験・定期試験は国家試験レベルで行われる。各自の予習・復習はもとより、充分勉強してほしい。</p> | | | | | | | |

| 回 | テ ー マ | 授 業 の 内 容 | 予 習 ・ 復 習 |
|----|--|---|-----------------------------------|
| 1 | 旅行業法 第1～2条 | 第1条（旅行業法の目的）～第2条（旅行業の定義） | 予習：教科書第1～2条を読む。 復習：小課題を復習する。 |
| 2 | 旅行業法 第3～6条 | 第3条（登録）～第6条（登録拒否、変更） | 予習：教科書第3～6条を読む。 復習：小課題を復習する。 |
| 3 | 旅行業法 第7～11条 | 第7条（営業保証金）～第11条（旅行業務取扱管理者） | 予習：教科書第7～11条を読む。 復習：小課題を復習する。 |
| 4 | 旅行業法 第12条 | 第12条（料金の揭示、旅行業約款、取引条件の説明、書面の交付） | 予習：教科書第12条を読む。 復習：小課題を復習する。 |
| 5 | 旅行業法 第12条 | 第12条（外務員、広告、誇大広告の禁止） | 予習：教科書第12条を読む。 復習：小課題を復習する。 |
| 6 | 旅行業法 第12条 | 第12条（標識、企画旅行の円滑な実施のための措置、旅程管理業務を行う者） | 予習：教科書第12条を読む。 復習：小課題を復習する。 |
| 7 | 旅行業法 第13～14条 | 第13条（禁止行為）～第14条（企画旅行を実施する旅行業者の代理、旅行業者代理業者の旅行業務） | 予習：教科書第13～14条を読む。 復習：小課題を復習する。 |
| 8 | 旅行業法 第18～22条 | 第18条（業務改善命令）～第22条（旅行業協会） | 予習：教科書第18～22条を読む。 復習：小課題を復習する。 |
| 9 | 中間試験 | 旅行業法に関する中間試験 | 予習：試験勉強をする。 |
| 10 | 旅行業約款 募集型企画旅行契約の部 (1) | 募集型企画旅行契約の部 第1章（総則）～第2章（契約の締結） | 予習：教科書第1～2章を読む。 復習：小課題を復習する。 |
| 11 | 旅行業約款 募集型企画旅行契約の部 (2) | 第3章（契約の変更）～第4章（契約の解除） | 予習：教科書第3～4章を読む。 復習：小課題を復習する。 |
| 12 | 旅行業約款 募集型企画旅行契約の部 (3) | 第5章（団体・グループ契約）～第6章（旅程管理） | 予習：教科書第5～6章を読む。 復習：小課題を復習する。 |
| 13 | 旅行業約款 募集型企画旅行契約の部 (4) | 第7章（責任） | 予習：教科書第7章を読む。 復習：小課題を復習する。 |
| 14 | 旅行業約款 受注型企画旅行契約の部 手配旅行契約の部 旅行相談契約の部 | 受注型企画旅行契約の部、手配旅行契約の部、旅行相談契約の部の条文については、募集型企画旅行契約の部との相違点を中心に学ぶ。 | 予習：教科書の該当箇所を読む。 復習：小課題を復習する。 |
| 15 | 運送約款・宿泊約款 | 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款、フェリーを含む一般旅客定期航路事業に関する標準運送約款、国内旅客運送約款（日本航空、全日本空輸）、JRの旅客営業規則、宿泊約款 | 予習：教科書の該当箇所を読む。 復習：小課題を復習する。 |
| 16 | 定期試験 | 約款に関する定期試験 | 予習：試験勉強をする。 |